

ウェーバーのドイツ対外政治論

——第一次大戦期のかれの戦争目的論を中心に——

雀 部 幸 隆

目 次

はしがき

一 ウェーバーの戦争目的論

(1) ドイツ国家の世界的承認を求めるための戦い

(2) ドイツの歴史的使命

(3) 運命としての第一次大戦

二 戦後ドイツ再建への展望

(1) 工業立国論

(2) 帝国主義的資本主義への批判

(3) 勤労の精神と連帯の精神と

(4) 敗戦と帰趨

はしがき

筆者は別稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」(名古屋大学

『法政論集』第一七〇号、一九九七年九月号)において、ヴォルフガング・モムゼンが『マックス・ウェーバーとドイツの政治一八九〇—一九二〇年』(W. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., Tübingen 1974, 邦訳安世舟ほか訳『マックス・ウェーバーとドイツ政治1890—1920』I・II、未來社、一九九三年、一九九四年)において提示したウェーバー像をいくつか批判したが、その中の重要なもの一つは「帝国主義者ウェーバー」というモムゼンのウェーバー像であった。

筆者はこれを誤った見解と論定し、そのゆえんはウェーバーの第一次大戦中および敗戦直後における政治的発言(念のために付言しておけば、ウェーバーの死は一九二〇年)、とりわけその対外政治論を仔細に検討すれば直ちに明らかになるはずであり、その検討は別稿でこれを行なうと予告しておいた。そこで、いまこの場を借りてその約束を果たそうと思う。

なお、モムゼンの見解にたいしては、もちろんこれまでにも重要な批判がなかったわけではないが、しかし、多くの批判がかならず

しもウェーバーの政治論、とりわけその対外政治論の詳細な分析にもとづいて展開されてはいないため、モムゼンの作り出したウェーバーに関するイメージが払拭し切れてはいない憾^{あやま}みが強い。もとよりモムゼンのウェーバー像が大筋において当たっているものなら、それを払拭するも何もないのだが、私見によればそうではないのであるから、モムゼン批判の課題は依然として残る。とりわけ最近わが国ではモムゼンの大著の翻訳がなされてその内容が広く知られるようになり、モムゼン特有のバイアスのかかったウェーバー像が一般に流布しかねない状況にあるだけに、モムゼン批判はやはり急務と思われる。

さて、検討の対象は大きくいって、ウェーバーの第一次大戦期の講和綱領と戦争目的論（および戦後ドイツ再建の基本策）とである。ただ紙幅に大きな制約があるため、やむなく論稿を二つに分け、本誌にはウェーバーの戦争目的論を掲載し、かれの講和綱領論のほうは、ほぼ同時期に刊行される予定の本学人間関係学部一〇周年記念論集にこれを発表することとした。併せて一本——本誌のほうは続編——とご諒解願えれば幸いである。なおウェーバーからの翻訳はかならずしも既存の邦訳に従っていない。

一 ウェーバーの戦争目的論

別稿「ウェーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期のかれの講和綱領を中心に——」（本学人間関係学部一〇周年記念論集、一九九八年三月）で検討したように、第一次大戦におけるウェーバー

の講和綱領は、基本的には無併合・無賠償の講和であった。その点では、かれの見解は多数派社会民主党のそれよりも徹底していたとさえ言える（ただしウェーバーの主導的観点は、同党の建前である観念的な国際主義・平和主義とは似ても似つかぬものである）。

そうなると当然問題が起こる。かれが主張するように、もしドイツがたとい戦争に勝ったとしても、西部ではベルギーの若干地域の期限つきの占領、東部ではロシア帝国から分離したポーランドその他西スラヴ諸民族の自治国家とのドイツ優位下での国家同盟の締結、といった純軍事的安全保障の見地からする若干の措置以外には、いかなる併合も企図せず、また戦敗国から言うに足るほどの賠償金を取り立てることもしないとすれば、この戦争は一体なんのための戦争だったのか、と。そんな戦争は、従来の戦争の常識からすれば、社会民主党のシャイデマンの言いぐさではないが、「よほど単細胞の頭の持ち主にしか考えられぬ」戦争であった（前掲拙稿一の②の③参照）。

ウェーバーも、シャイデマンの発言を知ってか知らずか、その点を意識していた。一九一六年八月一日、開戦三周年を迎えて、かれはある所で次のように述べていたからである。自分の主張を聞けば、「夫を戦場に送りだし、困苦のうちに辛うじて一家を支える主婦なら、なにを馬鹿なと嘲笑することだろう。そして、それはそれで全く正当なことなのである」と（MWGI/15, S. 686.）。

それでは、併合もせず償金も取らずで、一体なんのための戦争だとウェーバーは言うのか。

(1) ドイツ国家の世界的承認を求めるための戦い

それになりたいするかれの回答は、この戦争はなによりもまずドイツの大国 (Großmacht) としての世界的承認をかちとるための戦いだ、というものである。

ドイツは一八七一年にようやく統一を成し遂げ、ビスマルクの八面六臂の外交手腕と国内の急速な工業力拡充とが功を奏して、たちまちヨーロッパの強國にのし上がった。しかし、時代は折から列強の「世界政策」追求の時代（いわゆる「古典的帝国主義の時代」）へ推移しており、この点ではビスマルクの外交の舵取の誤謬ないし欠陥も手伝って、ドイツは「大陸政策」から「世界政策」への転換に立ちおくれ、列強の「世界政策」の協議の場から疎外されたままであった。ヴィルヘルム二世の時代に入って、ドイツはその協議の場にむりやり割って入ろうとしたが、世界中の輦塵を買ひ、孤立したあげく、列強の対独包囲網の形成を誘発し、今次の大戦を迎えるにいたった（この間の経緯にたいするウエーバーの見方については、名古屋大学『法政論集』第一七〇号所収の拙稿「ウエーバーにおける国家理性の理念」三で簡単に整理しておいた。より詳しくは同誌第一一一号所収の拙稿「第一次大戦とウエーバー」(2)三七五ページ以下を参照)。

もとよりウエーバーも、ドイツの世界的孤立を招いたドイツ外交の失敗とそれを運命づけたドイツの政治システム全体の欠陥とにたいして、厳しい批判を加えることを怠ってはいない。だが、「世界政策」の場でドイツをカヤの外に置いた列強の狭量と不当な処遇の仕方とにたいする批判は——これはドイツ人からすれば当然の言いつ分である——、また別の問題である。当面の関連で、ウエーバーはまさにその問題を取り上げようとする。いわく。

「最近わが国がどの点で最も不満を抱いていたかといえは、それは、周知のように、フランスや他の列強が勢力圏分割の問題でわが国の存在を簡単に無視したことである。たとえばイギリスの南アフリカ政策がそうであったし、フランスの北アフリカ政策がそうであった。どんな大国でも、既成事実を何度も黙認させられたり、自分が無視されたりすることを許すことはできない。ところが、・・・フランスや他の世界各国は、海外領土をめぐる種々の事件に関して、ドイツはただ虚勢を張るだけのためにそれに口出ししているのだ、と見なす習慣がついてしまった。『ギウ・アンド・テイク』の冷静な立場は排除されてしまったのである。」(MWGI/15, S. 77f. 『政治論集』一三三ページ)

だから乾坤一擲ドイツは戦争に賭けるのだ、などとウエーバーが言うわけではもちろんないが——なぜなら今回の戦争はドイツにとってはオーストリアにたいする同盟義務を果たすための防衛戦争として始まったというのがかれの前提であったから——、しかしこの戦争の機会を利用して、ドイツはその実力のほどを全世界に示し、ドイツが今後「世界」をめぐる協議にさいしてもはやその存在を無視できない強國であるゆえんを、世界中の人間の脳裡に刻み込もうではないか、とかれは言うのである。

「われわれがこの戦争に勝利してはじめて、もはや世界のいかなる国もドイツの大国としての存在が何かの偶然だなど見なすようなことはなく、われわれをもちや除け者扱いにはできない一勢力として承認するにいたるだろう。」(Ebd., S. 682.)

(2) ドイツの歴史的使命

要するにウェーバーにとってこの戦争は、ドイツの「名譽のために」(um Ehre)戦われているのであって、「地図の書き換えや経済的利益の再配分のために」戦われているのではなかった (Ebd., S. 192. 『政治論集』二〇〇ページ)。

だが、なぜ「名譽のため」なのか。それは結局ドイツが「七〇〇万の国民ではなく七〇〇〇万の国民」だから、とかれは言うのである (Ebd. 同上二〇一ページ)。

この点はやはり前掲拙稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」三ですでに触れたところだが、ウェーバーによれば、オランダやスイスあるいはデンマークといった「小国」とドイツのような「七〇〇〇万の国民」とでは、おのずから運命が違い、歴史において果たす役割が異なる。「七〇〇〇万の国民」は否応なくみずからを「権力国家」として組織せざるをえず、世界史の運命を決定する「呪われた」戦いに参加せざるをえない。

「世界を動かす権力が——そしてこれこそ究極的には未来の文化を決定する力なのだ——、一戦も交えることもなく、一方ではロシアの官僚が指令するレグルマン、他方では多分ラテン系の『理性』^{レリオン}の入り交じったアングロサクソン『ソサイエティ』のコンヴェンション、この二つのものへ帰属してしまうようなら、未来の人類、ことにわれわれ自身の子孫は、デンマーク人やスイス人、オランダ人、ノールウェー人にその責任を負わせはしないだろう。いや、かれらにはではなく、ほかならぬわれわれにその責任を帰するだろう。しかもそれは当然である。わが国は権力国家なのだから、したがってこれら『小』民族とはちがひ、歴史の行くえを左右するそ

うした問題の決定にあたって十分に発言力を行使できる立場にあるのだから、右の二大勢力が全世界を覆いつくすのを防ぐという、歴史にたいする、後世にたいする呪わしい義務と責任とは、かれら小民族にはなくわれわれにかかっているのである。』(Ebd., S. 95f. 同上二六二ページ)

これがウェーバーの言うドイツ国民の歴史的使命である。ドイツ国民は七〇〇〇万の国民としていやでも権力国家として発展せざるをえなかった。そして世界の地図を書き換えたり経済的利益の再配分を要求したりするためでなく、最広義における世界文化の将来を決定するため、そこにドイツ的なもの特性を刻印するために、この戦争にみずからの運命を賭したのである。文化とは世俗的な財貨であり、世俗的である限りにおいて究極的には地上の権力によって支えられるほかないものである(だからこそイエスは「わが国は此の世のものにあらず」と述べたのであり、福音書は世俗的||此岸的文化の世界を拒否する立場に立つ、とウェーバーは言うのである。一九一六年二月「二つの律法のあいだ」Ebd., S. 98. 同上二六四ページ)。だから世界文化の未来の特性は世界権力の布置状況によって決定される。七〇〇〇万の国民は、その権力的性格からして、この配置を決める戦いに加わる義務と責任とをもつ。ウェーバーはこのように考えたのであった。

(3) 運命としての第一次大戦

にもかかわらずドイツ国民が右の義務と責任とを回避するようなら、とウェーバーは続けている。「ドイツ帝国など、金ばかりかかる、文化的には極めて有害で浅薄な贅沢といわねばならない。われ

われはそんな贅沢をすべきではなかったのである。だから、そんな贅沢はできるだけ早くやめにして、ドイツはよろしく『スイス化』すべきである。つまり芸術を庇護する優雅な館はあちこちに点在しているけれども、政治的には全く無力な小さな州に、もう一度解体すべきだろう。」(Ebd.: S. 96. 同上二六二ページ)

「もう一度」というのは、いうまでもなくかれがドイツの小邦分立の昔を思い浮かべているからである。

ちなみに、ウェーバーはこれと似た発言をかつてフライブルクでしたことがある。「もしドイツの統一が、ドイツの世界権力政策の終りであって始まりでないのなら、この統一は国民が歳をとってから犯した若気の過ちであり、そのために払った犠牲の大きさを考えると、むしろ、なくもがなの仕わざだったと言わなくてはならない」と(MWGI/4.2; Habb.: S. 571. 同上二六二ページ)。

だが、もちろんこれでウェーバーの言いたいことが終わったわけではない。最後にかれは念を押すのである。しかし、そのようにわれわれの方でわが国制をスイス化し、政治的には無害な小邦分立体制へ逆戻りしたとしても、周囲が放っておいてはくれないだろう。われわれはどのみち戦争に巻き込まれたことだろう。ただし、ドイツのある地方はライン同盟等々の一員としてフランスのために戦い、他の地方はロシアの先兵としてロシアのために戦い、そうでない場合にも、両国のために戦場を提供するというみじめな役割を演じなければならなかっただろう。かつて一八二二年にそうであったように」と(MWGI/15. S. 682)。

「ヨーロッパ列強の間のドイツ」には、つぎのように述べられている。

「もしわれわれがこの戦争に賭けるという危険を冒したくないのなら、われわれはなにも帝国建設事業など続けずに、そんなものは中途で投げ出して、小国分立の民族としてやって行くこともできたわけである。だが、もちろんそうしたとしても、われわれは戦争そのものに対する不安をぬぐい去ることはできなかっただろう。それは、フランスのエルザス領有の結果、フランスにたいするわれわれの不安がかって片時もわれわれの脳裡を去らなかつたのと同様である。いずれにしてもわれわれは戦争に直面しただろう。ドイツのある国々はライン同盟の一員としてフランスのために戦い、他の国々はロシアの属国としてロシアのために戦い、さもなければ、その昔いつもそうだったように、これら両国のために戦場を提供する羽目に陥ったことだろう。しかし、ドイツのための戦争を戦うという、この榮えある一事だけは、そのとき断じてわれわれのあずかり知るところとはならなかっただろう。」(Ebd.: S. 133f. 同上二〇二ページ)

ここには世界の強国候補としての中欧ドイツの悲劇が如実に示されている。

(4) 戦後再建の困難さへの予測

以上が、ウェーバーによる第一次大戦の意味づけだが、しかし、かれのこうした戦争目的論が結局「地図の書き換えや経済的利益の再配分」にたいする漠然たる期待を寄せる国民大衆の願望との間に大きなズレを見せることは紛れもない事実であった。そのことは、先の「主婦云々」の発言が示すように、ウェーバー自身のよく承知するところであったが、しかし、かれはまず第一に、いずれにしても国民大衆は戦争(＝勝利)の結果に失望するに相違ないと見てい

たし、第二に、そうした失望による国民の「一時的な」——と勝利を信じていたウェーバーは考えていた——動揺よりも、戦後国内の再建にさいしてドイツの直面する客観的な困難のほうが、そしてその結果惹き起こされる国民の慢性的な疲弊と幻滅とのほうが、はるかに重大な問題だと見なしていた。したがってドイツ政府は、たとい国民に一時的な不満を残したとしても、軍事的に最小限必要な保障の獲得さえ目処がつくなら、何としてでも可及的に速やかに戦争を終結させる必要があると、かれは考えたのである。つまりウェーバーにとって戦争の長期化阻止は——前に見た戦後ドイツの世界政策——同盟政策の追求の観点のみでなく——そもそも戦後ドイツの国内再建の見地からしても一個の至上命令であった。

そのかれの認識をよく示すのが以下に見る「講和問題によせて」(一九一五年末ないし翌年はじめ)の中の一節である(And. S. 66. 同上 一五七ページ以下)。

「戦争がなぜ続けられているかといえば、それは、わが国の場合にも、本質的には・・・講和にたいする不安があるからである。一方ではドイツが弱体化してやむなく講和締結に踏み切らざるをえなかったのだと対外的に受けとられはしないかと懸念されているのだが、しかしそれ以上に当局が恐れているのは、講和の結果生ずる失望が内政面に及ぼす影響にほかならない。今日蔓延している愚にもつかない期待の大きさを考え併せると、どんな条件で講和が結ばれるにせよ、失望が起きるのは必至である。国民は必ずや大きな幻滅に見舞われるだろう。」

「だが」、とウェーバーは言う。「実のところ、その幻滅がもつばらただ講和の政治的諸条件、とりわけ「なにがしかの地域のドイ

ツへの」『編入』が併合主義的新闻の掲げる要求を下回ったために生ずるにすぎないとすれば、それは、たしかに極めて激しいものではあっても、(比較的)一時的なものであり、後々まで深刻な影響を残すことはまずないと見て差し支えないだろう。」

「ところが戦争が長期化して、そもそも物資全体が不足し、国家の負債利子が累積して、国民資産の利付公債への固定化が進むことによって、工業投資へ振り向けられるべき資本額が著しく減少する結果、大量の復員兵士が路頭に迷い、あるいは文字どおり路頭に迷わないまでも、経済的社会的観点からして、かれらの要求と自尊心に見合った就職口を見いだすことができないといった状況が現出するならば、その時には、たといどれほど大規模な併合がなされたとしても、大衆の幻滅は慢性化し、簡単には癒せない重大な結果を招くこととなるだろう。そうした結果は、戦争そのものが長引けば長引くほど、いよいよ避けられず、また由々しいものとなる。そうなれば、たといどんな併合が行なわれるにせよ、国民の受けた打撃は到底つぐなうことができない。また、その痛手の大きさに十分見合うほどの巨額の賠償金を敵側から取り立てたりすることのできないことも、「ドイツと同様に膨大な戦費を注ぎ込んでいる敵側諸国の財政状態からして——引用者」純経済的に見て明々白々である。」

この最後の箇所について一言付け加えておこう。実際、英仏はアメリカから巨額の借金をして戦費を調達したのであった。だが、英仏政府は戦勝後、ウェーバーとはちがひ、アメリカにその借金を返済するために、ドイツに巨額の賠償金を賦課したが、そしてそれはドイツ国民にとって非常な重圧となったが、一九二九年の大恐慌の到来によって、結局その大部分をご破算にせざるをえなかった。要

するに出来ないことは出来ないのである。その点ではウェーバーの見通しは、賠償金賦課の主客転倒というかれにとっては思いもよらない事態の出現にもかかわらず、客観的には当たっていたのである。

二 戦後ドイツ再建への展望

以上要するに、ウェーバーの講和綱領および戦争目的論は、膨脹主義や覇権主義、さらには経済的な物取り主義の観点とは、まったく逆の志向性を持つものであった。その点において、かれの主張は戦争目的多数派の主張と対立することはもとよりのこと、一般大衆が漠然と期待する方向とも大きくズレていたのである。

このズレが何にもとづくかといえは、それは結局ドイツの将来像、つまり戦後ドイツが世界にたいして何をもちて立ち、いかに臨むかについての考え方の相違にもとづく。

ウェーバーにとっては、この戦争は、ドイツがヨーロッパ大陸レヴェルの強国から文字どおりの世界列強となるための戦争であった。英仏露とならぶ列強として世界的に承認されることによってはじめ、ドイツはこれら諸国と対等の資格において「世界の中で話の仲間に加わる」(mitreden in der Welt)ことができる、つまり本格的な意味での世界政策を遂行することができる、というのがかれの持論であった(*ibid.*, S. 169, 同上183ページ)。

もちろん、その限りにおいては、かれの主張は特異なものではない。だが、問題はその世界政策の方向をどう描くかにある。

ところで、かれは述べていた。「今日ではいかなる世界の強国も、

同盟を結ばずに世界政策を遂行することができない。」「ドイツは世界中を相手に何度も戦争の手段に訴えるわけにはいかず、その「地理上の位置」からして、「遠い先まで見越した同盟政策」を追求せねばならない。だが、ドイツの膨脹主義的・覇権主義的戦争目的の追求は、世界中の国々のドイツにたいする再結集をうながし、その結果、「わが国の世界政策は永久に麻痺せざるをえなくなる」と。

既述のように、これがそうした戦争目的に反対するウェーバーの第一の論拠であった。だが、それだけのことならば、純形式的には、たとえばヴォルフガング・モムゼンのように、ウェーバーは臥薪嘗膽、捲土重来を期してそんなことを言ったのだ、つまり、かれは彼の力関係の冷静な考量から、将来の膨脹主義的覇権主義的世界政策の成功を期して現在のそれを断念したのだと解釈されないこともない(Mommsen, Max Weber und die Deutsche Politik 1890-1920, a. a. O., S. 209, 未来社版邦訳II三六五ページ以下。だが、ウェーバーの論旨展開、論調を素直に読むなら、純形式的にもそんな解釈は成り立たないはずである。それはウェーバーを帝国主義者に仕立てあげ、ヒトラーの意図せざる先駆者の一人に仕立てあげようとする予断をもってなされた強弁にすぎない。なお、モムゼンのそうした予断については、拙著『知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論』、恒星社厚生閣、一九九三年、三四七ページ以下、拙稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」名古屋大学『法政論集』第一七〇号所収の随所、および同「第一次大戦とウェーバー」(2)同誌第一一一号四一〇ページ以下の詳細な注(1)を参照されたい)。

だが、そうした解釈はこじつけである。ウェーバーはそんな姑息

で兎戯に類する策略を弄したのではなかった。かれは、戦後の世界政策ないしは戦後ドイツが世界にたいして臨む立国の基本方向として、もっと別なことをイメージしていた。というよりも、そもそもかれは大戦中急速に朝野に擡頭するにいたった膨脹主義的覇権主義的方向からのドイツの国策の根本的転換を企図していたのである。

それではウェーバーの想い描く戦後ドイツの立国の基本方向とはどんなものであったか。私見によれば、それはドイツ第二帝制の議会制民主制への改編（ドイツ人のいわゆる「立憲制的君主制」から「議會制的君主制」への推転）と工業立国との二本柱からなる。そのうち前者についてはかれのドイツ内政改革論の問題として別に論ずることとし、ここでは後者にのみ言及することとしよう。

(1) 工業立国論

ところで、ウェーバーが工業立国を戦後ドイツの国是としていたであろうことは、かれが戦争の早期終結を望む第二の理由として、戦争の長期化がそれだけでドイツの工業基盤の弱体化をもたらすという理由をあげていたことから、明らかだろう（前節末尾参照）。

① 戦後アメリカの擡頭の必至性 だが、工業基盤の弱体化は、いずれにしても困難の予想される戦後ドイツの経済再建に暗影を投ずる由々しい事態であるだけでなく、これまた確実に予想される戦後世界経済におけるアメリカの急増からしても、重大な問題であった。ウェーバーもそれを念頭に置いて述べている。「ヨーロッパの戦争が長引き、全交戦国が力を出しつくして疲労困憊してしまいうなら、それだけでもすでにヨーロッパ以外の国、とくに北アメリカが工業の支配権を独占し、わが国はいつまでもその後塵を拝さざ

るをえないという結果をもたらす。」(MWG I/15, S. 65f. 『政治論集』一五八ページ)

だから、とウェーバーは言うのだが、「経済政策的には、いずれにせよ、経済的労働の最高度の合理化、したがって生産の合理的経済性の追求に経済的プレミアムを認めることが、・・・世界の中で国民の地位を決める決定的問題である」(ebd.: S. 353f. 同上二六九ページ)

② 工業立国による米英との競争 無傷な中立国アメリカの割り込みによって確実に経済競争の激化が予想される戦後世界において、イギリスのように植民地帝国たることもできなければ、フランスのように金貸し帝国になることも望むべきでない——というのがウェーバーの信念であった (ebd.: S. 352f. 同上二六八ページ以下)——ドイツは、工業立国をもって国是とし、工業基盤の拡充強化によって米英と対抗（競争的共存、共存的競争）せねばならぬ、とウェーバーは考えていた。

ところが、戦争が長引けば長引くほど、第一に物資自体の極度の損耗により、第二に——ドイツの戦費は主として戦時公債の発行によってまかなわれていたから——国家の負債利子がとうとうもなぐ累積することにより、第三にそれに対応して国民資産の利付公債への転換、固定化が進むことにより、工業投資用の資本が貨幣形態においても現物形態においても著しく減少し、一方では復員兵士の失業ないし雇傭条件の劣悪化が、他方ではそれと裏腹に大衆の金利生活者化が結果し、両々相まってドイツの経済的活力が衰退してしまふ、この活力低下はどれほど大規模な併合によっても到底埋め合せのつくものではない。これがすでにわれわれの承知している

ウェーバーの見解であった。

(2) 帝国主義的資本主義への批判

こうしてウェーバーが戦後ドイツの立国の基本を工業力の拡充に置いたことは確かだが、しかしながら、たんに工業立国というだけでは、実はかれの真意を伝えるのにまだ十分ではない。その立国の基礎となる工業がいかなる精神（エートス）によって担われるべきものとかれが考えていたかが、さらに明らかにされねばならない。これは一般に人間の行為を支えるエートスの問題を重視したウェーバーからすれば当然の問題提起だろう。そしてまたその点が解明されてはじめて、戦時中のかれの膨脹主義批判、覇権主義批判、さらに物取り主義批判がたんに一過性のものでなく、戦後ドイツの世界政策を構想するうえでも、かれの基本的な立脚点となる首尾一貫したものであることが理解されるだろう。ところで、この点については、右に触れた大衆のレントナー化批判がすでに示唆を与えている。高度資本主義時代における大衆のレントナー化は、ウェーバーによれば「帝国主義的資本主義」(imperialistischer Kapitalismus) (WuG, S. Aufl., S. 524. みずす書房版浜島朗訳『権力と支配』一九六五年、二〇〇ページ)に固有の特徴の一つであった。

① 「帝国主義的資本主義」の特質 その「帝国主義的資本主義」の原型は——とかれは『経済と社会』第五版第二部第八章第四節に記している——史上はじめて顕著にかつまた大規模に海外膨脹に乗り出した古代ローマ帝国に見られ、「今日でもなお根本的には類似の形態で繰り返されているものである」。この資本主義の特殊類型は、「租税請負人、国家債権所有者、国家御用達の実業家、国

家から特権を与えられた海外貿易資本家や植民地資本家の資本主義的利害関心」に立脚し、かれらの「利潤チャンス」は徹頭徹尾「政治的強制権力」を「直接利用」し、かつそれに寄生することによって生み出される (ibid. 同上)。「帝国主義的資本主義」は、一般に経済の領域で「共同経済的需要充足」——いわゆる国民経済の公的セクター——の比重が増すにつれ、その意義が増大し、また当然のことながら、植民地の領有や低開発地域開発のチャンス、さらには他の「政治的共同体」の征服、もしくはその保護国化の可能性が強まるにつれ、ますます活況を呈するようになる (ibid.: S. 525f. 同上(二〇二ページ以下))。

つまりウェーバーは、「帝国主義的資本主義」は古代ローマのインペリアリズムらしい古いものだが、すぐれて第一次大戦期の各国資本主義の戦時経済に特徴的なものと見なしているのである。

② 「帝国主義的資本主義」の利害関係者 ウェーバーによれば、「帝国主義的資本主義」のもとでは、「戦時公債をまかなう銀行や、今日では重工業の大部分、装甲板や大砲の直接の受注者だけでなく、重工業の大抵の業種のもものは、勝敗のいかんにかかわらず、戦争の遂行に経済的利害関心を有している。戦勝の場合にはいうまでもなく、こと敗戦に決した場合にも、かれらの御用は増大する一方である」(ibid.: S. 525. 同上(二〇一ページ以下))。のみならず、関連重工業企業家たちは自国の国庫を収益源とするだけでは満足せずに、「全世界を相手に、いや敵国にたいしてすら」、武器供給をはばからない (ibid. 同上)。

ちなみに、かれの見るところでは、戦時経済への「利害関係者」^{インテレセッセンツェン}は、そうした文字どおりの死の商人たちだけではない。ユンカーを

はじめ農業企業家たちもそうである。マリアンネ夫人の引用している一九一六年三月五日付のウェーバーの手紙には、つぎのように記されている。「農業党の連中は、わが国が敗北し、工業や海運が崩壊しても、国民はパンを買わねばならないことを知っているし、覇権争奪闘争のこの相手方「工業と海運」はこうして片づけられることを知っている。」(Marianne, Lebensbild, S. 572. みすず書房版マリアンネ夫人『マックス・ウェーバー』四二〇ページ。強調は原文、「」内は引用者)

③ 「帝国主義的資本主義」への「利害関係者」としての「大衆」
 ところで、さらに注意すべきことだが、ウェーバーは「帝国主義的資本主義」の利害関係者がたんに一部の重工業資本家や金融資本家、ユンカーなどのいわゆる支配層だけでは考えていない。邦訳が分かりにくいせいもあってか、これまであまり注目されてはこなかった箇所だが、ウェーバーは『経済と社会』第二部第八章第四節で次のように述べている。

「小ブルジョア層やプロレタリア階層の平和愛好心は、経験上、思いのほか待むに足りないことが多いが、その理由は、・・・一つには、あらゆる未組織大衆がいちじるしく感情に動かされやすいことによるものであり、一つには、戦争によって何か思いもよらないチャンスが訪れるかも知れないという漠たる期待がかれらの間にきざすからであり、また一つには、他の利害関係者たちの場合とはちがいが、『大衆』が自分たちにはあまり賭けるものがないと考えやすい、という事情によるものである。」(WuG, a. a. O., S. 527. 浜島訳 前掲二〇六ページ以下)

こうして下層の大衆もまた、しばしば雪崩を打って「帝国主義的

「資本主義」のインテリゲンツァンとなることがある。とくに当期のドイツの場合には、帝国の戦費調達が主として戦時公債の発行に求められたため、小金を貯めた小ブルジョアや場合によっては労働者階級上層は公債募集に応じ、れっきとした——小口の、だが大衆的な——「国家債権保持者」となったのであるから、その傾向は顕著であった。

もちろん小ブルジョア層や労働階層の人間が自分たちには「賭けるべき何ものもない」と思い込んでいるのは、あくまでも「主観的に」そうであるだけである。下士官や兵士の供給源であるかれらは、戦場で真っ先に砲弾の餌食になるし、本来の利害関係人たち、つまり死の商人やユンカーたちが、勝敗の帰趨にかかわらず、どのみち損はないと算段できるのにたいして、虎の子よりも貴重なかれらの公債証書は、不幸にして敗戦となった場合、一片の反古となる。だからこそまたかれらの帝国との運命的一体感は強まる一方となり、戦勝とその結果としての物的報酬(領土併合や賠償金の獲得)とへのかれらの期待はいやがうえにも高まるのだが、結局、暴利資本主義による一六勝負は割に合わない賭事だというのが、ウェーバーの信念であった。だからまたかれは、戦時中、「なによりも大事なことは、わが国民の間に蔓延している色んな期待や欲気に水を掛けてやることだ」と指摘したのである(一九一五年二月二十五日付ハイน์リヒ・ジーモン博士への手紙。GPS, I, Aufl., S. 460. 『政治論集』六一九ページ)。

④ ドイツのレントナー国家化の危機
 ところで、ウェーバーの計算によれば、ドイツの戦時公債発行額はほとんど膨れ上がり、戦後には「国民資産の五分の一が戦時公債に注ぎ込まれ、約三分の一が

あらゆる種類の利子生み資産に注ぎ込まれる」ことになる (MWG I/15, S. 212. 同上二六ページ)。金額で表示すれば、「レントナー全体で一〇〇億マルク以上の資本を持つ」勘定になる。「しかもそのうえ、戦傷者、老齡年金受給者、傷青年年金受給者、『金利で暮らす』家主等々がつけ加わる。」(Ebd. 同上)

戦前において、とウェーバーは「ドイツにおける選挙法と民主主義」(一九一七年二月)で述べている——すでにドイツにおける「純金利生活者の相対的増加は、世界の大勤勞諸民族を相手に競争していかなばならない国民としては、統計的に見て、容易ならぬ大きさであった」。ところが戦後には一〇〇億マルク以上の資本価値を持つ「新しい金利生活者」が生まれるわけであるから、「経済的労働に従事する国家公民 (Staatsbürger)」の肩にふりかかる金利負担は法外なものとなる。これは容易なことではない。ドイツの将来は、アメリカとの熾烈な経済競争を見越した将来もさることながら、さしせまった近い将来において、そもそも国民大衆が辛うじて生きて行くだけのためにも、「金利生活者根性 (Rentnersinnung)」とは正反対の精神によって、どこまで国民の経済的労働が「緊張化し合理化されるか」にかかっている (Ebd., S. 351f. 同上二六七ページ以下)。

「わが国の全将来にとって決定的な問題は」、とウェーバーは「ドイツの対外政策とプロイセンの国内政策」(一九一七年二、三月)でも記している、「レントナー根性からもう一度脱却することである。もしこれがうまく行かなければ、ドイツは現在のフランス以上に著しく経済的に停滞した国になるだろう。そして、たとい戦争でどれほど華々しい成果を挙げたとしても、緊張した経済活動にしか頼ることのできない来たるべき世界において、わが国の将来は失わ

れてしまうだろう。」(Ebd., S. 212. 同上二六ページ)

(3) 勤勞の精神と連帯の精神と

①「市民的合理的経営」と勤勞のエートスとの再活性化 こうしてウェーバーは、戦後ドイツ経済に忍び寄る破局の影をとらえ、アメリカとの激しい経済競争を見越して、その破局を乗り切り、競争的共存の戦後世界へドイツが力強く立ち向かうためには、従来の国民精神の一変が必要だと考えていた。すなわち金利生活者根性や利権あさり、一攫千金と掠奪チャンスとをうかがう賤民根性、そうしたものから、厳しく実直な「職業義務と職業名譽との倫理」(die Ethik der Berufspflicht und Berufsehre)への転換である(「ドイツにおける選挙法と民主主義」Ebd., S. 356. 同上二七二ページ)。あるいは前者の政治寄生的・暴利的・掠奪的・利子安住的精神からの「いま一度の脱却」である。

ところで、前者は「帝国主義的資本主義」——それは歴史とともに古い「もっぱら政治志向的な『掠奪資本主義』」の高度資本主義的形態である——の精神であり、後者はヨーロッパ近代に固有の——とウェーバーのいう——「市民的合理的経営」の精神である(「ドイツにおける選挙法と民主主義」Ebd., S. 356. 同上二七二ページ)。したがって、ウェーバーが戦後ドイツの国是を工業立国に置いたとき、同時にかれはドイツ国民経済の「帝国主義的資本主義」から「市民的合理的経営」、すくなくとも後者の精神を何ほどか取り込んだ資本主義への転換を企図したのであった(なお、筆者がここでくどいほどウェーバーの論文名を挙示しておいたのは、右のような発想や概念がいわゆる「倫理」論文時点だけでなく、第一次大戦末の時

点でもウェーバーにおいて生きていたことを示すためである。

しかしながら、他方では、主として「私経済的需要充足」と「平和主義的利得のチャンス」とに立脚する「市民的合理的経営」(WuG, a. a. O. S. 525f. 前掲浜島訳『権力と支配』二〇二ページ)に適合的な社会基盤は「初期資本主義」のそれであり——しかも「初期資本主義」の時代においても、その類型は部分的局面的にしか実現しなかった——、高度資本主義の時代に「市民的合理的経営」の全面開花を望むことの不可能なことはもとよりのこと、その部分的活性化を目指すことさえ容易なことではない(MWGI/10, S. 271. 前掲邦訳『M・ウェーバー ロシア革命論』一三二六ページ)。

高度資本主義の時代は、あたかも列強が軍事力を背景に国際政治の舞台でしごきを削って角逐する時期に当っており、他面では経済の公的セクター拡大への要請が経済内的にも経済外的にも強まる一方の時代であるから、風向きは明らかに「共同経済的需要充足」と「戦時利得のチャンス」とに依拠する「帝国主義的資本主義」に有利である。ウェーバーもむろんそのことを認めるにやぶさかではない。「『帝国主義的』資本主義は、古来政治にたいして資本主義的利害関心が影響を及ぼす通常の形態であり、またそれとともに政治的膨脹欲の正常の形態であったが、この種の資本主義の全面的復活は、それゆえ、いささかも偶然ではないのであり、見通しうる限りの将来にわたって、その発展に好都合な条件が揃っていると判断せざるをえない。」(WuG, op. cit. S. 526. 前掲浜島訳二〇四ページ)

しかしながら、だからといって「帝国主義的資本主義」を野放しにしてしまったのでは、死の商人たちの跳梁を許し、勤労大衆をレントナー根性で毒することによって、とどのつまりはドイツは亡国

の憂き目を見ることになりかねない。だから、いかに困難であったとしても、「市民的合理的経営」の精神のせめて部分的活性化によって、ただでさえ勢いの強い「帝国主義的資本主義」の無制約な発展に歯止めを掛け、それにたいして幾ばくかの「対重」(Gegengewicht)を置かなくてはならない(ebd., S. 526. 同上二〇二ページ)。ウェーバーはこう考えていたのである。

② 連帯の精神の重視 ところで「市民的合理的経営」といえども、経済体制としては資本主義に変わりはないわけであるから、資本主義一般に固有の矛盾と欠陥とをまぬがれない。しばしばそれは底辺の勤労者の権利と利害とを侵害し、その侵害は自動的に除去されるものではない。これまたウェーバーのよく知るところであった。

そうした弊害は、かれの見るところ、このタイプの資本主義の精神的産婆役をつとめた禁欲的プロテスタンティズムにおける「友愛倫理」の欠如ないし稀薄性と無関係ではない。

禁欲的プロテスタンティズムはキリスト教的隣人愛を非人格化した。非人格化することによって、それは即事象的、公的な社会関係形成のための独特の精神的起動力を有するにいたったのだが、しかし他面では、禁欲的プロテスタンティズムによる隣人愛の非人格化は、それが推進する社会関係の非人間化をともなわざるをえなかった。『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』の中でウェーバーが次のように述べたとき、かれはそのことを念頭に置いていたはずである。

「こうした空隙」「二重預定説によってもたらされた、聖徒と永遠の昔から捨てられた残余の人間との間の空隙——引用者」は、社会的感覚のありとあらゆる面に苛烈に打ち込まれて行った。けだし、隣人

の罪惡に対処する場合、選ばれた者、つまり聖徒たちが神の恩恵に
 応えて取るべきふさわしい態度は、自分の弱さを意識して寛大に救
 助の手を差し伸べるのではなく、永遠の滅亡への表徴を身に帯びた
 神の敵への憎惡と蔑視とであつたのである。」(GAZRS. Bd. I. S. 120.
 岩波文庫大塚・梶山訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精
 神」』下八〇ページ)

自己一身の救いの確かさを得るために、ひたすら神の道具として
 方法的な生活態度を持ち、職業労働にいそしみむこと自体は結構なこ
 とであり、その結果自分は選ばれているのだという確信を持つこと
 もそれなりに諒とされる事柄であるにせよ、また他方、隣人が罪を
 犯した場合、その罪自体が許されるべきでないことも言うまでもな
 いが、だからといってその罪を犯した隣人が「永遠の滅亡への表徴
 を身に帯びた神の敵」であるとは、神ならぬ身の誰が断定できよう。
 聖書の観点からはやはり「我らに負債ある者を我らの免したる如く、
 我らの負債をも免し給へ」(マタイ六の二二)だろう。だからこそウェー
 バーは「中間考察」において「愛の普遍主義を放棄した」ピューリ
 タニズムは「もはや本来の『救済宗教』ではない」としているのだ
 ある(MWGI/19, S. 490. みずす書房版『マックス・ウェーバー 宗教
 社会学論選』一一五ページ以下)。

こうしてウェーバーは、「市民的合理的経営」とそれを揺籃にお
 いて守り育てた精神とに内在する否定面にたいして、かれ一流の洞
 察を加えているのだが、かれはその弊害をば、勤労者の権利と利害
 とを擁護し、かれらの間で独自の友愛性を育てあげることによって
 取り除き、あるいは少なくとも緩和しようとした。いわゆる病氣回
 復後のウェーバーが労働者の団結権や団体交渉権を擁護し、とりわ

け労働組合の自由で自主的な発展、組合機能の拡充の問題に並々な
 らぬ関心を寄せたことは、よく知られている。すでに前掲拙稿「ウェー
 バーにおける国家理性の理念」にも引用したところだが、一九一八
 年五月の「新秩序ドイツの議会と政府」には次のように記されてい
 る。

「いやしくも国民皆兵の軍隊に名譽心を植えつけ、かれらを
 同志愛の精神で教育しようとする国家が片時も忘れてならないこ
 とは、およそ平時においても、労働者たちの日常的な経済闘争で発
 揮される名譽と同志愛との感情こそが大衆教育の唯一決定的な倫理
 的諸力の源泉となるということであり、したがってまたわれわれは
 労働者たちのその精神に自由な活動の余地を与えねばならぬとい
 うことである。そしてほかならぬこのことこそが、純政治的観点から
 するならば、この先も長く続くと思はれる資本主義の時代にあつて、
 『社会的民主主義』なるものが持つ意味なのである。」(MWGI/15,
 S. 48. 『政治論集』三四八ページ)

つまりウェーバーは、禁欲的プロテスタンティズムに見られる厳
 しい自己確証の精神に敬意を表し、その継承を考えながらも、それ
 を友愛倫理によって補完し、「市民的合理的経営」の職業倫理の再
 活性化を企図しながらも、同時にそれを労働組合の連帯精神によっ
 て補おうとしたのである。

なお一九一七年一二月の「ドイツにおける選挙法と民主主義」に
 おいても、ウェーバーは、戦後の「経済的労働の最高度の合理化」
 の必要を強調したあと、だからこそまた「この合理的労働の担い手
 たち」つまり労働者層——引用者」に少なくとも最小限の政治的影
 響力が与えられること」が「絶対的な政治的必要事」であり、少な

くとも「平等選挙法」の実施によってそれを「保障」するよう主張した (ibid. S. 354. 同上二六九ページ)。当時は帝国議会レヴェルでは普通平等選挙法が施行されていたが、しかし帝国最大の邦であるプロイセン下院では、労働者層をも含めて一般の民衆には不利な不平等選挙法である三級選挙法が命脈を保っており、その普通平等選挙法への改正は、とりわけ第一次大戦後の国民総動員体制下では、ドイツにとって喫緊の課題となっていたのである。

さて、以上のように様々な限定つきではあるが、ウェーバーは「市民的合理的経営」ならびにその精神の再活性化によって、戦後ドイツの工業立国(↓世界政策)の基礎を据えようとした。そうしたかれの観点からすれば、およそ膨脹主義的、覇権主義的、物取り主義的発想が、戦中戦後を問わず、峻拒されるべきものであったことは言うまでもない。

(4) 敗戦と帰趨

一九一八年一月一日、社会民主党党首エーベルト首班のドイツ共和国政府のもと、ドイツの休戦委員会委員長マティアス・エルトベルガー(中央党幹部)は、パリ郊外コンピエーニユの森で、連合国軍総司令官フォッシュの提示した休戦条約に調印した。ドイツは敗北したのである(なお、皇帝ヴィルヘルム二世は一月二〇日にオランダへ亡命しており、その前日には社会民主党のシャイデマンによってドイツ共和国成立が宣言されていた)。

この敗北がウェーバーにとって大きな打撃であったことは多言を要しない。かれの政治論に限って見ても、これまでドイツの戦勝を前提にして組み立てられてきたかれの対外政治論も内政改革論も、

そのものとしては全面的な再構築をよぎなくされたからである。

だが、ウェーバーはこの敗北を運命として受け容れた。そして「われわれは一六四八年「ヴェストファーレンの和約」と一八〇七年「ティルジットの和約」との後にそうしたように、もう一度「から出直すのです」と述べている(一九一八年一月二四日付「フリードリヒ・クルージウス教授宛の手紙」GPS.1.Auf. S. 488. 同上六六〇ページ。強調原文、「」内は引用者)。

かれは「もはやドイツの世界政治上の役割は終わった」と考え、大戦後の時代は「アメリカの世界支配」の時代となるだろうと予測する。そして「それよりもはるかに悪いもの、つまりロシアの鞭をわれわれは食い止めた」が——しかも「その榮譽ははかならぬわれわれに属する」とウェーバーは言うのだが——、願わくば今後とも「アメリカの世界支配」に「ロシアが一枚加わる」ようなことがないようにしてもらいたい、そしてわが国もそうした事態の出現の阻止に一役買わねばならない、「それがわが国将来の世界政策の目標」だと述べたのち (ibid. 同上。ちなみにウェーバーにとって「ロシアの帝国主義」が「絶対主義的」形態をとりうと「自由主義的」形態をとりうと「社会主義的」形態をとりうと、それは「どちらでも同じ」であった。vgl. MWG I/15, S. 294f. 邦訳前掲『M・ウェーバー ロシア革命論 I』一七九ページを参照)、ウェーバーは、ドイツが①もはやいかなる「帝国主義的世界政策」とも訣別し、②「徹底的に非軍事化」すべきこと、③今後は国際社会の中で「文化国家」として立ち行くべきこととして(むろん「文化立国」の散文的基礎は「工業立国」である。だから戦時中のかれの工業立国論はそのまま生きている。ちなみに「帝国主義的世界政策」との訣別も、戦時中のかれの立論から

すれば当然のことである）、戦後ドイツの進むべき基本方向をおおよそ三つに要約して提示した。以下、簡単に説明を加えて本稿を終えることとしよう。

① 「帝国主義的」世界政策との訣別 「帝国主義の夢をきっぱり捨てること、したがって真正正銘、民族の自主自律の理念 (*rein autonomistisches Nationalitätsideal*) に従うこと。すなわち、ドイツの全地域が各自の自主的決定にもとづいて統一した独立国家を形成し、国際連盟の中で無条件に平和的な方法でわが国の特性を守って行くこと。」ただし「われわれが国民的平和主義 (*nationaler Pazifismus*) をいつまでも自己の信条として維持しうるかどうかは、われわれだけに懸かる事柄ではない。」ドイツ人とオーストリア人が統一を望んでいながら、その統一が妨げられたり、「エルザス以外のドイツの領土」が東西両側でドイツから奪われたり、ベルギーへの賠償義務その他の賠償支払いが賦役義務その他の形態で課せられたりするならば、やがて「わが国の労働者は、その最後の一人にいたるまでがことごとく、国粋主義者となるだろう」(ウェーバーが敗戦後エルザス・ロートリンゲンのフランス帰属を認めたことはすでに述べた。また第一次大戦敗戦後はウェーバーをも含めて大多数のドイツ人およびオーストリア人が合併を望んでいた)。そうなるも「国際連盟は内的に死んだも同然となり、どんな『保障』「ドイツを押えつけるための様々な保障措置?——引用者」も事態を変えることができないだろう」。「イギリスの政治は不倶戴天の敵を作り出したということになるだろうし、ウィルソン大統領は世界平和の創設者ではなく、果てしなき争闘の創始者となるだろう」(「ドイツ将来の国家形態」 MWGI/16.S.109f. 同十五〇三ページ)。

これは、その後の経過からして、恐るべき予言のような文章である。

② 徹底的な非軍事化 ①から出てくる帰結として、ウェーバーはドイツの「徹底的な非軍事化」(*gründliche Entmilitarisierung*)と軍事にたいするシビリアンコントロールの確立 (*die Unterordnung der Militargewalt unter die bürgerliche*) を主張し、「国際協定にもとづいて純粋に防衛だけに従事する市民軍制度への移行」(*der international zu vereinbarende Übergang zum rein defensiven Milizsystem*) を提案する(「ドイツ将来の国家形態」 Bbd. S.110. 同上)。

この提案はいわゆる「平和主義的」観点からは高く評価されるものであるかも知れないが、しかし、筆者が別稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」の三でワイマル共和国の苦い経験として述べたところからすると(名古屋大学『法政論集』第一七〇号二六ページ以下)、むしろ疑問なしとしない提案である。

ワイマル共和国は、ヴェルサイユ講和条約によって「国防軍」の兵力を一〇万に抑えられたが、国防軍はその成立の当初から共和国を脅かした内外の敵から国を防衛するためには絶対的な力不足であり、非正規の「義勇軍」や「闇の国防軍」の力を借りなければならなかった。そのためもあって、「共和国」は左右の私兵集団や準軍事組織の跳梁跋扈を許すこととなる。つまりワイマル共和国は近代国家の最重要なメルクマールとしてウェーバー自身の強調する「物理的暴力行使の国家独占」を欠いており、結局それが重要な一因となって、ワイマル末期には何十万にも膨れ上がったナチス「突撃隊」の禁止に踏み切れないなど、ナチスの政権獲得の实力的基礎を培わせる結果を招いたのであった。

ウェーバーの言う *Milzsystem* の内容が明らかでないため、ここでは立ち入った言及は差し控えるが、一〇万の正規軍でも「物理的暴力行使の国家独占」を有効に貫くことができなかったとすれば、*Milzsystem* でそれが可能であったとは到底思えない。政治の世界にたいしてリアルで成熟した眼を持っていたウェーバーにしてなおかつ、やや「心情倫理」に偏したこの主張が見られるのであるから、「政治」とは誠に一步誤れば奈落に転落するきわどい営為と言うほかはない。

③ ドイツの文化国家としての第三の再生 ウェーバーの第三の提言は、「われわれは一六四八年と一八〇七年との後にそうしたように、もう一度一から出直すのです」と述べたことと直接関連する。それはドイツの文化国家としての第三の再生への希望の表明である。先引のフリードリヒ・クールジウスへの手紙の結びのところでウェーバーは述べている。

「われわれは、自分たちが——そしてわれわれだけが——他国の支配下にあっても真に偉大な文化民族の一つであることを、一〇〇年も前に「つまりあの屈辱的なティルジットの和約のあとに——引用者」世界中に証明して見せました。それをここでもう一度やるのです。そうすれば、かつてわれわれに——われわれだけに——第二の青春を与えてくれた歴史は、さらに第三の青春をも贈ってくれるでしょう。云々」(GPS, I. Aufl., S. 484. 同五六六ページ)

だがドイツは、このウェーバーの希望にもかかわらず、なお煉獄をくぐり抜けるべき運命にあった。